

1－9：東播磨地域及び中河内地域災害時相互応援に関する協定

東播磨地域及び中河内地域は、いずれかの地域において、地震、風水害等による災害により、甚大な被害が発生した場合、災害応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

(地域と構成市町)

第1条 この協定の東播磨地域と中河内地域の構成市町は次のとおりとする。

東播磨地域	明石市	加古川市	稻美町	播磨町
中河内地域	八尾市	東大阪市	柏原市	

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、救護、防疫等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣及び資機材の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(連絡責任市町)

第3条 各地域は、それぞれ連絡責任市町を定め、連絡責任市町が、被災地域と応援地域の間の連絡調整を行うものとする。

(応援の要請)

第4条 被災地域の連絡責任市町は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話、無線等により応援地域の連絡責任市町に応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 必要とする物資等の種類、数量及び搬入場所
 - (3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項
- 2 前項の要請を受けた応援地域の連絡責任市町は、速やかに構成市町の連絡担当者に通知するものとする。

(応援の実施)

第5条 応援の要請を受けた場合は、特別な理由がない限りこれを実施するものとする。

- 2 各地域は、応援の要請がない場合でも、応援が必要と判断したときは、応援を実施できるものとする。この場合には、前条の要請があったものとみなす。
- 3 連絡責任市町は、構成市町と密接な連絡をとり、必要な応援を実施するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として被災市町の負担とする。

2 その他の経費については、別に協議して定める。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、両地域各市町が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(情報交換)

第8条 両地域の各構成市町は、次の各号に掲げる事項を実施するなど、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。

- (1) 防災担当者による連絡会の開催
- (2) 地域防災計画その他必要な資料の相互交換
- (3) 防災訓練及び住民の啓発等
- (4) その他災害時の相互応援に必要な事項

(その他)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項又は定めのない事項若しくは疑義を生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 7 通を作成し、両地域各市町が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成24年4月1日

東播磨地域

明石市長

泉 房穂

加古川市長

樽本 庄一

稻美町長

古谷 博

播磨町長

清水 ひろ子

中河内地域

東大阪市長

野田 義和

八尾市長

田中 誠太

柏原市長

岡本 泰明